

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	研究開発促進税制の延長	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条第 6 項） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4 第 9 項、第 68 条の 9 第 9 項）	
要 望 の 内 容	<p>試験研究費の増加額に係る税額控除又は売上高に占める割合が 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （※▲23,325 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

研究開発活動は、新たな「知」の創造やイノベーションによる新産業、新市場の創出等を通じて、我が国経済社会の持続的発展や国際競争力の強化をもたらす源泉である。中でも、企業の研究開発活動は我が国全体の研究開発活動の7割以上を占めており、その更なる活性化を促すことはイノベーション創出の基盤を強化することにつながるため、本税制措置により民間研究開発投資を促進させることを目的とする。

(2) 施策の必要性

科学技術政策の基本方針である第3期科学技術基本計画においては、イノベーションの促進による成長力強化及び生産性向上の観点から民間研究開発促進のための税制措置の活用が謳われているところであるが、我が国の研究開発投資の7割以上を占める民間研究開発投資の活性化を促し、イノベーションの促進及び持続的な経済成長を実現するためには、必要不可欠な措置である。

諸外国においても、研究開発に係る税制の拡充が行われ、政策的に、民間企業の研究開発投資促進に向けた取り組みが行われている。経済のグローバル化が進展する中、我が国企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも、本税制を引き続き維持していく必要がある。

(3) 要望の措置の妥当性

(周辺状況)

我が国においては、

- ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高い。(71.9%。韓国に次いで2番目)、
 - ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担している。(98.5%)、
 - ③政府による企業等への直接支援は少ない(1.1%、主要国中低)
- 出典：経済産業省「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－第9版－(2008年度)」

したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要である。

さらに、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。

(効果)

研究開発税制利用実態調査結果(平成21年度経産省実施)(以下「利用実態調査」という。)を基に、平成21年度一年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のとおり試算。

- ・平成21年度減収額：2,540億円(財務省試算)
- ・研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.66倍
- ・研究開発投資押上げ額：4,216億円(2,540億円×1.66)

(歳出側からの支援制度との比較)

税制による民間研究開発投資へのインセンティブの付与は、補助金等の他の制度と比較すると、国によるテーマ設定等により研究開発内容が限定されない、企業秘密となりうる研究開発内容の報告義務が生じないという特徴を有する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備 施策目標 9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化																																																																		
	政策の達成目標	民間の自主性と活力を活用して、我が国の科学技術の総合的な振興を図る。 (民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進国の中で最高水準(2.5%以上)に維持する。)																																																																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期間を平成24年3月31日まで延長。																																																																		
	同上の期間中の達成目標	平成21年度及び平成22年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の措置によって、企業の研究開発への投資意欲が下支えされ、当面の研究開発投資が維持されること。 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進国の中で最高水準(2.5%以上)に維持する。																																																																		
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業技術基盤強化税制 特別試験研究に係る税額控除制度																																																																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額																																																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係																																																																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項	政策の達成状況	我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。 主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																															
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																															
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																															
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																															
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																															
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																															
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																															
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																															
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																															
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																															
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																															

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 1,046億円（21億円） 平成16年度 4,242億円（147億円） 平成17年度 5,663億円（307億円） 平成18年度 5,820億円（305億円） 平成19年度 6,269億円（167億円） <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 6,510億円 平成21年度 2,540億円 <p>（財務省による減収額試算）</p> ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） <p>（出典：同上）</p> <p>（注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割強を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> ・平成20年度の利用実績（利用実態調査より） <ul style="list-style-type: none"> ○増加型：企業数：65社、控除金額：12,734百万円 ○高水準型：企業数：10社、控除金額：3,126百万円 （○総額型：企業数：230社、控除金額：161,646百万円） <p>※利用実態調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期：平成21年6月～8月 ・送付（社数）：2,000社 ・回収数：546社（回収率27.3%。同546社の研究開発費総額が我が国民間研究開発費総額に占めるカバー率（平成19年度）：66.9%）
<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>（参考）企業の研究開発費の推移（うち、税法上の中小企業分）【実質GDPに対する民間研究開発費%】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 114,969億円（2,862億円）【2.36%】 平成15年度 117,047億円（6,444億円）【2.40%】 平成16年度 118,479億円（4,823億円）【2.38%】 平成17年度 127,272億円（5,347億円）【2.54%】 平成18年度 133,107億円（5,004億円）【2.63%】 平成19年度 138,030億円（4,026億円）【2.68%】 <p>（出典：総務省「科学技術研究調査報告書」、OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間の自主性と活力を活用して、我が国の科学技術の振興を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>おおむね達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 昭和49年度 縮減 12%以下増加分…25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 昭和51年度 縮減 15%以下増加分…25%税額控 昭和60年度 拡充 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設

		中小企業技術基盤強化税制の創設
昭和63年度	拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算
平成5年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
平成6年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
平成7年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
平成9年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)
平成11年度	拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止
平成13年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。
	縮減	伝統的工艺品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
平成18年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設
	縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止
平成20年度	創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除(増加型)する制度の創設
		売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除(高水準型)する制度の創設
平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。